

資料編

「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」解説

■「児童虐待通告票（関係機関用）」とは

この様式は、各機関へ市民などから寄せられたり、各機関が自ら発見したりした虐待の情報を記入し、児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告する際に使用するものです。

記入内容は、児童相談所又は区役所・宮城総合支所で介入する際に必要な情報ですが、全部の項目が確認できなくても速やかに通告するようにします。

■通告方法

児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ電話で連絡してください。「通告票」をFAXで送信する場合は、万一誤って送信する危険を考慮して、氏名、住所を消してから送信します。送信後は、確実に送信されたことを電話で確認します。

■記入方法

●受付月日時／受付者氏名

虐待の連絡を受けた（発見した）日時と受け付けた（発見した）人の氏名を記入。

●通告者

「子どもとの関係」＝子どもから見た続柄、隣人、子ども会の世話人など。

「調査協力（諾・否）」＝さらに詳しい情報等を確認するために、児童相談所又は区役所・宮城総合支所から連絡をしてもいいかどうか等について通告者の意思確認を行います。

* 通告者に対しては「氏名等は一切公表せずプライバシーは保護する、無理な協力要請は行わない」ことをきちんと伝えましょう。

●子どもの情報

虐待を受けている子どもの氏名、性別、年齢、住所は分かる範囲で構わないので、できるだけ記入してください。

「保護者氏名／続柄／職業」＝子どもの保護者の情報を記入してください。

●子どもの状況等

「通告者の主な通告内容」＝通告者が訴えてきた主な内容を簡単に書き取ります。

「緊急度・深刻度の判定」＝P.19の『一時保護に向けたアセスメントシート』及びP.20の『深刻度アセスメントシート』に基づいて判定を行い、その結果を通告の際に必ず連絡してください。

「虐待をしている人は誰か」＝複数の場合には、該当者全てに○をつけてください。

「虐待を受けている子どもの様子」

①外傷の有無を記入し、有る場合はその部位（頭、顔、腕など該当する箇所）と程度（切れている、アザがある、ヤケドの水膨れがあるなど）も記入します。

②健康状態・発育状態の良不良を記入し、不良の場合はその状態（極端に背が低い、極端にやせている、げっそりして顔色が悪い、フラついているなど）も記入します。

③身体の汚れ、衣服の汚れの有無を記入します。

④子どもの普段の様子について、該当項目全てに○をつけ、それ以外にも気づいた事を記入します。

「家族の様子」＝該当者全てに○をつけてください。

●処理欄

「通告年月日等」＝各機関より児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告した年月日等を記入します。また、通告先にも○をつけます。

通告者の主な通告内容 ※緊急度・深刻度判定〔緊急介入・早急介入・集中援助・継続的援助〕

1 虐待をしている人は誰か〔父・母・それ以外の家族（ ）〕

2 虐待に気づいた時期及び虐待の頻度： 年 月頃から／ 週・日に 回

3 虐待を受けている子どもの様子

①外傷： 有・無〔部位： 程度： 〕

②健康状態・発育状態： 良・不良〔 〕

③身体の汚れ： 有・無 / 衣服の汚れ： 有・無

④子どもの普段の様子〔落ち着きがない・おどおどしている・表情が乏しい・徘徊・万引き・暴力行為・他〕

4 家族の様子

①家族構成〔父・母・その他（ ）〕

②子どもへの日常の接し方〔すぐ殴る・大声で叱る・「産まなければよかった」などと言う・無視する・他〕

③近隣との付き合い〔親密・多少有り・あまり無い・全く無い〕

※全項目が確認できなくても、速やかに児童相談所又は区役所・宮城総合支所（緊急度・深刻度が高い場合は、児童相談所）へ通告すること。

虐待通告受付票

仙台市児童相談所・（ ）区役所・宮城総合支所

受理月日時 年 月 日 時

供覧	所長・課長	主幹	係長	係長	係長	主査	I W	担当者

通告者	氏名	児童との関係						
	住所	連絡先						
児童	ふりがな						所属（学校・保育所等）	
	氏名	男・女／		年	月	日	生（才）	
	住所	区						
	保護者氏名	続柄		職業		連絡先		
○主 訴（通告者の連絡先が確認できる場合は、通告したい内容を聴取し、再度担当者から連絡する旨を伝える）								
注）夜間、外に閉め出されている、重傷を負っている等、児童の生命身体に危険が迫っている場合は、通告者から警察へ通報（110番）してもらう。（警察へは当方の担当者からも別途通報する旨を伝える。）								
○通告者の氏名・連絡先が確認できない場合は次の内容を確認								
1 虐待をしている人は誰か（複数の場合あり）〔父・母・それ以外の家族（ ）〕								
2 虐待に気づいた時期及び虐待の頻度： 年 月頃から／ 週・日に 回								
3 虐待を受けている子どもの様子								
①外傷： 有・無〔部位： 程度： 〕								
②健康状態・発育状態： 良・不良〔 〕								
③身体の汚れ： 有・無 / 衣服の汚れ： 有・無								
④子どもの普段の様子〔落ち着きがない・おどおどしている・表情が乏しい・徘徊・万引き・暴力行為・他〕								
4 家族の様子								
①家族構成〔父・母・その他（ ）〕								
②子どもへの日常の接し方〔すぐ殴る・大声で叱る・「産まなければよかった」などと言う・無視する・他〕								
③近隣との付き合い〔親密・多少有り・あまり無い・全く無い〕								
処 理								

関係機関業務内容

○児童相談所

18歳未満の児童（子ども）を取り巻く環境や子ども自身の問題について、家庭その他から相談を受け、必要な援助や指導を行います。

また、棄児・被虐待児・家出児等、保護者の監護を受けられない子どもを緊急に保護したり、あるいは子どもに対する適切な援助方針を定めるため行動観察、生活指導等を行う必要がある場合に、子どもの一時保護を行います。

さらに、児童福祉施設への入所措置、里親への委託等も行っています。相談事業の具体的な内容は以下のとおりです。

① 養護相談

虐待や保護者の離婚、病気や死亡などにより家庭での養育が困難な子どもについて家族や関係者等から相談を受けます。また、子どもが置かれている状況により、一時保護、児童福祉施設への入所や里親委託等の措置を行い、養育環境の整備を図ります。

② 非行相談

法に触れる非行行為により警察から通告された子ども（触法相談）や家出・深夜徘徊・乱暴等の問題行動（ぐ犯相談）について家族や学校からの相談を受けます。

③ 育成相談

ひきこもりや集団に適應できない、家庭内暴力、不登校等について継続的な相談・援助を行います。

このほか、「親子こころの相談室」が設けられています。子どものこころの問題や子育ての悩み等について、子どもやその保護者からの相談を受け、児童心理司等が継続的な心理面接等を行います。必要に応じ、囑託医による診察も行っています。

○保健福祉センター

各区役所内にあり、市民生活に密着した福祉行政の実施機関として、児童福祉、生活保護、高齢者福祉、身体・知的・精神障害者福祉、ひとり親の福祉などサービスの提供や支援を行っています。

「子供家庭総合相談」は、子どもの健康や養育の問題、ひとり親家庭の問題、婦人保護に関する問題等、子どもや家庭に関する様々な問題に関わる身近な相談支援窓口です。

児童虐待に関しては、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）である各区家庭健康課こども家庭係及び宮城総合支所保健福祉課こども家庭係において相談や通告を受け付けます。

また、住民の健康の保持増進を目的とし、地域の保健や衛生などに関して幅広く関わります。

住民の心と身体健康問題に対しては、母子保健（母性保護及び乳幼児の健康保持増進を図るもの）を始め、精神保健や成人保健等の各分野において、各種健康診査、健康相談、健康教育、家庭訪問などを行いながら、健康づくり、疾病の早期発見・予防からリハビリテーションまで幅広い取り組みを行っています。

○総合支所

地域住民の健康の保持増進を目的とし、宮城総合支所及び秋保総合支所がそれぞれの担当地区において健康づくりの諸活動を行っています。

住民の心と身体健康問題に対しては、母子保健（母性保護及び乳幼児の健康保持増進を図るもの）を始め、精神保健や成人保健の各分野において各種健康診査、健康教育、健康相談、家庭訪問などを行いながら、健康づくり、疾病の早期発見・予防からリハビリテーションまでの取り組みを行っています。

また、地域住民の福祉サービスに関する申請受付及び一部対応も行っています。

○精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）

精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導・啓発を行うとともに、精神障害者の社会復帰に必要な生活指導等の事業を実施し、市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置された機関です。

精神保健福祉相談、電話相談（はあとライン・ナイトライン）、精神保健福祉に関する教育研修、調査研究、技術援助、普及啓発、組織育成、企画立案等を行っています。精神保健福祉相談では、子育てや家族関係等に関する悩み、不安等に関して、相談に応じています。

また、回復途上の精神障害者で、主治医から通所が適当と認められた在宅の方を対象に、精神科デイケアを実施しています。

○発達相談支援センター（アーチル）

乳幼児から成人まで、あらゆる発達障害のある方や心配のある方を対象に、早期の出会いと生涯ケアの実現を目指し、本人と家族が安心して地域で生活できるよう相談・支援、地域生活支援を行っています。

また、発達障害に関する市民啓発や理解促進のため研修を行うとともに、市民や関係機関とのネットワークづくりを行っています。

○こども若者相談支援センター

青少年の非行防止、健全育成及び犯罪被害の未然防止等を目的として、市内中心部及び各中学校区単位で専任指導員と青少年指導員の協力のもと、街頭指導を実施しています。また、子ども自身や保護者の悩みに対し面接相談、電話相談（子ども若者電話相談）、メール相談で相談に応じています。子育て中のお母さんや家族等の悩みに対しても、面接相談、電話相談（子育て何でも電話相談）、メール相談で相談に応じています。そのほか青少年の健全育成について広報啓発活動を行っています。

また、所内に設置する「ふれあい広場」において、来所する青少年一人一人の状況にあった相談・支援や就労支援を行っています。

○民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、地域において各種の相談・援助・調査等自主活動を行うとともに、福祉事務所その他の関係機関への協力活動を行っております。民生委員は児童福祉法の規定により児童委員を兼ねることとされ、児童福祉の増進にも重要な役割を果たしています。

担当地区において低所得世帯をはじめとして、乳幼児、児童、高齢者、障害者、母子世帯等の相談・援助、地域福祉活動の推進、さらに関係行政機関への協力など幅広い活動をしている他、生活福祉資金をはじめとする各種貸付の相談・支援にもあたっています。

平成6年に設置された主任児童委員は、児童福祉法の規定により指名された、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員です。個別的な世帯や区域を限定せず、児童相談所をはじめとする関係機関と児童委員との連絡調整、児童委員の活動に対する支援や協力など、区域を担当する児童委員と一体となって活動しています。

民生委員児童委員 定数 1,621 名
(うち主任児童委員 定数 136 名)
※令和5年度時点

○家庭裁判所

家庭や親族に関するいろいろな問題について、その解決が図られるよう家事審判や家事調停を行う「家事事件」や、非行を犯した少年や非行を犯すおそれのある少年について、調査、少年審判を行う「少年事件」を専門的に取り扱う裁判所です。審判・調停の手続は、取り扱う事件の性質から、非公開となっています。

児童虐待については、保護者から虐待を受けている子どもの安全を図るため、保護者の意思に反してでも、子どもを保護者から引き離さなければならない場合があります。

このような場合、児童相談所長は、子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託するなどの措置の承認を家庭裁判所に求めます(いわゆる「児童福祉法 28 条事件」)。家庭裁判所では、その申立てを受け、子どもの健やかな成長に適うかを基準に、それらの措置を承認するかどうかを判断します。

家庭裁判所では、このほかにも、保護者が親権を濫用して子どもを虐待しているような場合には、関係者(親族など)の申立てにより、その親権を失わせ(親権喪失宣告)、子どものために後見人を選ぶことができます。

そのほか、家事調停(親権者の変更など)や家事審判(養子縁組など)の手続においても、家庭裁判所は、児童虐待の問題に留意して問題の解決にあたっています。

○乳児院

親の離婚や病気など様々な事情から家庭で生活することが困難なおおむね2歳までの乳幼児、または虐待など環境上適切な養護を必要とする乳幼児が、家庭に代わり毎日の生活を送るところです。

乳幼児を日々一定時間あずかる保育所とは異なり、昼夜をわかつたその乳幼児を心身ともに健やかに育成することを目的としています。

○児童養護施設

家庭での養育が困難な場合、あるいは家庭での養育が不適當な場合に子どもを入所させて養育し、その社会的自立を支援する施設です。概ね2歳～18歳までの子ども（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合は、乳児を含む。）を対象としています。

子どもが日常生活の中で基本的な生活習慣を確立し、かつ、子どもの自主性が尊重され、豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもの自立を支援するような生活指導や家庭環境の調整等を行います。

○児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となっている子どもが短期間入所、または保護者のもとから通い、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うことを目的とする施設です。

○里親

養育里親は、保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不適切であると認められる子ども（以下要保護児童）を養育することを希望し、養育里親研修を修了していること等の要件を満たす者のうち、市長が適当と認め、里親名簿に登録された者です。

養子縁組里親は、要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者です。登録要件は、養育里親とほぼ同様の規定となっています。

そのほか、専門里親、親族里親の4種類の里親があります。

子どもを委託された里親は、児童相談所長が作成する自立支援計画に従い、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として養育を行います。

仙台市の子育て支援事業

仙台市で実施している子育て支援事業については、子育てサポートブック「たのしねっと」に掲載しています。下記 URL 又は右の二次元コードからご覧ください。



<https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/joho/joho/tanoshinetto.html>

相談窓口・関係機関等一覧（仙台市内）

（１）相談窓口

名 称	電 話	相談内容／所在地
仙台市児童相談所	718-2580	【虐待、養育、性格行動または非行に関する相談】 青葉区東照宮1-18-1 ※児童相談所全国共通ダイヤル「189」でも可
子供家庭総合相談 青葉区役所家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課 宮城野区役所家庭健康課 若林区役所 “ 太白区役所 “ 泉区役所 “	225-7211(代) 392-2111(代) 291-2111(代) 282-1111(代) 247-1111(代) 372-3111(代)	【子どもや家庭に関する相談】 青葉区上杉1-5-1 青葉区役所内 青葉区下愛子字観音堂5 宮城総合支所内 宮城野区五輪2-12-35 宮城野区役所内 若林区保春院前丁3-1 若林区役所内 太白区長町南3-1-15 太白区役所内 泉区泉中央2-1-1 泉区役所内
親子こころの相談室（児童相談所内）	219-5220	【性格行動上の問題、不登校、子育て不安等】
仙台市子ども若者相談支援センター	214-8602	【子どもや保護者の方の悩みや困り事、 子育て中のお母さんの悩みや不安の相談】 青葉区錦町1-3-9
精神保健福祉相談 （仙台市精神保健福祉総合センター）	265-2191	【心の健康や精神障害者の保健福祉に関する相談】 青葉区荒巻字三居沢1-6
発達相談 （仙台市北部発達相談支援センター） （仙台市南部発達相談支援センター）	375-0110 247-3801	【発達に関する相談】 泉区泉中央2-24-1 （担当する区域：青葉区・宮城野区・泉区） 太白区長町南3-1-30 （担当する区域：若林区・太白区）
教育相談室 （仙台市教育委員会）	214-0002	【学校生活、不登校等の教育相談】 青葉区上杉1-5-12 仙台市役所上杉分庁舎内
少年相談 仙台中央警察署生活安全課 仙台南警察署 “ 仙台北警察署 “ 仙台東警察署 “ 泉警察署 “ 若林警察署 “	222-7171 246-7171 233-7171 231-7171 375-7171 390-7171	【少年の非行や被害防止に関する相談】 青葉区五橋1-3-19 太白区長町6-2-7 青葉区昭和町3-13 宮城野区南目館21-1 泉区泉中央1-2-5 若林区荒井東1-8-2

（２）電話相談等

名 称	電 話	相談内容
仙台市児童相談所	718-2580	【虐待や子どもの生活等の悩み相談】 月～金曜日 8:30～17:00 （ただし緊急時は夜間、休日等も受付）
子供家庭総合相談 （各区保健福祉センター家庭健康課及び 宮城総合支所保健福祉課）	上記(1)相談窓口参照	【子どもや家庭に関する相談】 月～金曜日 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く
子育て何でも電話相談 （仙台市子ども若者相談支援センター）	216-1152	【子育ての悩みや子育てを楽しめる 環境づくりを考える相談】 月～金曜日 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く

名 称	電 話	相談内容
「すくすく子育て」電話相談 (丘の家乳幼児ホーム)	234-6310	【育児相談・乳幼児健康相談等】 年中無休 9:00~18:00
子ども若者電話相談 (仙台市子ども若者相談支援センター)	0120-783-017	【子ども・若者自身やその保護者の悩み、 ヤングケアラーの相談等】 24時間対応 年中無休
はあとライン (仙台市精神保健福祉総合センター)	265-2229	【心の悩みに関する相談】 月~金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 祝日・年末年始を除く
ナイトライン (仙台市精神保健福祉総合センター)	217-2279	【心の悩みに関する相談】 18:00~22:00 年中無休
仙台市立病院総合サポートセンター (仙台市立病院)	308-7111(代)	【主に医療機関からの相談】 月~金曜日 8:30~17:00
こどもの人権110番 (仙台法務局)	0120-007-110	【いじめ等子どもの人権に関する相談】 月~金曜日 8:30~17:15 祝日・年末年始を除く (上記以外は留守番電話で対応)
いじめ110番 (宮城県警察本部)	221-7867	【いじめや非行に関する相談】 月~金曜日 8:30~17:15 祝日・年末年始を除く 上記時間外は、警察相談電話(「#9110」又は「022-266-9110」)で受付
少年相談電話 (宮城県警察本部)	222-4970	【少年の非行や悩みに関する相談】 月~金曜日 8:30~17:15 祝日・年末年始を除く 上記時間外は、警察相談電話(「#9110」又は「022-266-9110」)で受付
キャブネットみやぎ 電話相談	265-8866	【子育て不安や児童虐待に関する相談】 月~土曜日 10:00~13:00
仙台いのちの電話 (社会福祉法人仙台いのちの電話)	718-4343	【自殺予防を目的に 悩みや不安を抱える方からの相談】 24時間対応 年中無休
助産師による妊産婦電話相談 (一般社団法人宮城県助産師会受託事業)	090-1060-2232	【妊娠・出産・育児(授乳)に不安のある 妊産婦からの相談(助産師が対応)】 月・水・金曜日 13:00~19:00 祝日・年末年始を除く
せんだいみやぎ子ども・子育て相談 (SNS相談)	 LINE を活用しての相談です	【子育て・家庭・親子関係の悩みなどに関する相談】 月~土曜日 9:00~20:00 年末年始を除く
せんだい妊娠ほっとライン (SNS相談)	 LINE を活用しての相談です	【思いがけない妊娠など、悩みを抱える方 の相談(保健師等が対応)】 17:00~22:00 年中無休

(3) 保育所等地域子育て支援センター（室）

保育所等の地域子育て支援センター（室）では、保育所等の専門的な機能を生かし、気軽に利用できる育児相談などの育児支援事業を行っています。詳細は、各センター（室）へ問い合わせてください。

区	保育所等名	所在地	電 話
青 葉 区	仙台市 支倉保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	支倉町 2-35	261-3278 090-2270-5190 (訪問専用電話)
	仙台市 落合保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	落合 2-12-7	391-1525 090-9531-4818 (訪問専用電話)
	仙台市 桜ヶ丘保育所	桜ヶ丘 8-1-2	080-1671-1920
	国見ヶ丘せんだんの杜保育園	国見ヶ丘 7-141-9	277-1155
	ワッセ森のひろば保育園	北根黒松 2-8	233-0190
	落合はぐくみこども園	落合 4-1-10	391-8988
宮 城 野 区	仙台市 高砂保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	高砂 1-24-13	090-9035-1920 080-1845-5190 (訪問専用電話)
	(仮称) 認定こども園新田こぼと園	新田東 2-5-5	237-3795
	鶴ヶ谷希望園	鶴ヶ谷 5-17-1	251-4654
	福室希望園	福室 6-19-14	786-5650
	仙台岩切あおぞら保育園	岩切字三所南 1-2	290-7318
	立華認定こども園	中野字大貝沼 20-17	080-8204-3663
若 林 区	仙台市 蒲町保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	蒲町 24-1	080-8603-1140 080-1810-1920 (訪問専用電話)
	仙台市 南小泉保育所	遠見塚 1-14-1	090-1062-1920
	幼保連携型認定こども園荒井マーヤこども園	荒井字沓形 85-1	354-0654
太 白 区	仙台市 向山保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	向山 4-27-11	080-8603-1139 090-7065-1920 (訪問専用電話)
	仙台市 上野山保育所	上野山 1-21-8	090-6782-1920
	長町自由の星保育園	長町 4-7-15	748-0383
	西多賀チェリーこども園	西多賀 3-1-20	307-3380
	ハンビの森こども園	中田 4-1-3-1	080-5554-1178
	仙台袋原あおぞら保育園	袋原 4-32-1	397-9258
泉 区	仙台市 長命ヶ丘保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	長命ヶ丘 5-2-1	378-0220 080-1676-5190 (訪問専用電話)
	仙台市 鶴が丘保育所	鶴が丘 3-33-1	090-2606-9091
	幼保連携型認定こども園高森サーラこども園	高森 4-2-615	377-0051
	泉チェリーこども園	泉中央 2-1-56	771-8005,771-8006
	コスモス将監保育園	将監 8-9-23	342-0507
	認定こども園ろりぽっぶ泉中央南園	泉中央南 9	342-0610

児童福祉法（抄）

公布 昭和 22 年法律第 164 号

改正 令和 5 年法律第 63 号

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第五条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（以下「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げる

ものと解釈してはならない。

第二十一条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定によ

る一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

- ② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
 - 三 妊産婦等生活援助事業の実施、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。
- 四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 五 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 六 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅

速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。
- 一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。）を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第八項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑫ 第八項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三条の三の二 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる措置に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 一 第二十六条第一項第二号に規定する措置
- 二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第二項に規定する措置
- 三 第三十三条第一項又は第二項に規定する措置

② 前項の規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の三の三 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定す

る措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

- 一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合
- 四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に對し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。）に對し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の五 正当な理由がないのに、第二十一条の四の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

② 正当な理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待の防止等に関する法律（抄）

公布 平成12年法律第82号

改正 令和4年法律第104号

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に對する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に對する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に對する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に對する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に對する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に對し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。
（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。
（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
 - 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
 - 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
 - 三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
 - 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。

（再出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

（施設入所等の措置の解除等）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第十三条之二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条之三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条之四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条之五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

(罰則)

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待対応マニュアル

令和6年3月

発行 仙台市

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

担当：こども若者局こども家庭部こども家庭保健課

TEL：022-214-8606 FAX：022-214-8610

児童虐待 対応マニュアル



この冊子の作成には、令和5年度法務省人権啓発活動地方委託費を充てています。